

告 示

埼玉県告示第百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、
鴻巣行田土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届
出があった。

令和八年三月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

職名	氏 名	住 所
監事	中山 幾 七	埼玉県行田市大字埼玉四千四百七十八番地